総財公第103号 総財企第75号 総財経第96号 平成21年7月8日

各都道府県総務部長 (行政改革担当課、財政課、市区町村担当課扱い) 各都道府県企業管理者 各指定都市総務局長、財政局長 (行政改革担当課、財政課扱い) 各指定都市企業管理者 各 定都市企業管理者 各 企業団企業長 (都道府県・指定都市が加入するもの)

総務省自治財政局公営企業課長

総務省自治財政局公営企業経営企画室長

総務省自治財政局地域企業経営企画室長

公営企業の経営に当たっての留意事項について

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応し、公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠です。特に、平成21年4月から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)が全面施行されたこと、また、「債務調整等に関する調査研究会報告書」(平成20年12月)において、公営企業について第三セクター等に準じた改革の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、各地方公共団体に

おいては、下記の事項に御留意の上、公営企業の抜本改革の推進、一層の経営の健全化等 に集中的に取り組まれるようお願いします。

また、公営企業の経営は、中長期的視点に立って計画的に行っていくことが極めて重要であることを踏まえ、各公営企業において「経営計画」を策定し、これに基づいて経営を行うようお願いします。

地方債同意等基準における許可公営企業の起債許可のための「資金不足等解消計画」及び地方公共団体財政健全化法の規定に基づいて策定する「経営健全化計画」の策定上の留意事項については、この通知によるものとします。各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村並びに企業団及び関係一部事務組合(都道府県及び指定都市が加入するものを除く。)等に対しても周知されるようお願いします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4 (技術的な助言)に 基づくものです。

記

第一 地方公共団体財政健全化法の全面施行と公営企業の抜本改革の推進

一 地方公共団体財政健全化法の全面施行等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、公営企業ごとの「資金不足比率」並びに公営企業に係る特別会計を含む地方公共団体の財政状況を示す財政指標としての「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、算定及び公表が義務付けられた。これらを通じて公営企業の経営状況等及びそれらが地方公共団体全体の財政運営に及ぼす影響について明らかにされるとともに、本年 4 月からは同法の全面施行に伴い、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業については経営健全化計画を、また、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が早期健全化基準又は財政再生基準以上である地方公共団体は財政健全化計画又は財政再生計画を、それぞれ議会の議決を経て、定めなければならないこととなった。

また、「債務調整等に関する調査研究会報告書」においては、「地方公共団体は、 基本的にすべての公営企業を対象として改革の必要性について検討を行うことが望ま しい。特に地方公共団体財政健全化法上の資金不足額がある公営企業及び借入資本金 を負債計上した場合に実質的に債務超過である公営企業については、積極的な検討が 行われるべきである。」との指摘がなされたところである。

二 公営企業の抜本改革の検討

各地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、各公営企業の事業の特性を勘 案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成25年度までの間 に集中的に行うことが望まれる。

公営企業の抜本改革の検討に当たっては、まず、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要があり、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。

更に、事業手法の選択について十分検討を行い、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入について、総合的に比較検討を行い、費用対効果が最大となる事業手法を選択すべきである。なお、望ましい事業手法は、事業毎に一律に定まるものではなく、受け皿となる民間企業の存否や民間事業者とのコスト比較等、あくまでも地域や各事業者の実情を考慮し、各地方公共団体及び公営企業が主体的に決定すべきものである点に留意する必要がある。

また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、地方公営企業法を適用していない公営企業が、引き続き公営企業として事業を行う場合には、特段の事情がある場合を除いて、同法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

これらの検討に当たっては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。)、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(平成 18 年 8 月 31 日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。)及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の趣旨等も踏まえたものとし、併せて、別紙 1 に掲げる通知等を参照されたい。

三 第三セクター等改革推進債の活用の検討

地方公共団体財政健全化法の全面施行を踏まえ、地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)が改正され、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に限り、第三セクター等改革推進債を発行することができることとされた。第三セクター等改革推進債は、公営企業債の繰上償還等公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費を対象とすることができるものであり、その活用も念頭において、抜本改革の具体案を検討されたい。

なお、第三セクター等改革推進債の取扱いについては、「第三セクター等改革推進 債の取扱いについて(通知)」(平成21年4月10日総財公第59号)を参照されたい。

第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、公営企業を含む地方財政全体が非常に 厳しい状況にある中で、経営改革によって公営企業の経営基盤の強化を図っていくため には、企業経営の現状や展望等を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進めることが必要である。

このため、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位として、様式第1号を参考とし、その資産・債務の状況にも留意しつつ、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定を行うことが望ましい。

なお、経営計画の策定に当たっては、収支等の財務的データのみならず、提供するサービスの質、利用者の満足度、安全性等の労働環境等の非財務的データにも着目した多角的視点から検討する必要がある。また、民間企業等のデータを参考に、計画の前提となるコスト等を適正な水準に設定するよう努める必要がある。

一 「経営計画」の策定

計画の策定に当たっては、下記の項目について、所要の検討を行った上、記載することが適当である。

1 計画期間

計画期間は、原則として10年とすることが適当であること。

- 2 経営健全化の基本方針
 - (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性
 - (2) 公営企業として実施する必要性に関する事項
 - (3) 組織、定員及び給与に関する事項
 - ① 効率的な組織の整備

公営企業の組織については、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・ 事業を処理し得る組織とする必要があること。

事業管理者については、より自律的な経営を行うことができるよう、その実質的な権限と責任の明確化を図る必要があること。

また、2以上の公営企業を経営している地方公共団体にあっては、管理部門、 検査部門等業務内容の共通する部門を統合するなど、それらの事業を通じての 組織の見直しについても積極的に検討すること。

② 定員管理の推進

公営企業の定員管理については、「新地方行革指針」に基づき、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、ICT化の推進、公共施設の効率的な配置等の取組により、適正な定員管理を一層推進し、定員の純減に努めること。

なお、一般型地方独立行政法人に移行することによって、例えば、病院事業における医師確保など所要の定員増加を行うことにより収支改善を図るなどの 取組みを行い易くなることが考えられること。

③ 企業職員の給与の適正化

企業職員の給与については、平成18年度から実施している給与構造改革、地

域民間給与の更なる反映、特殊勤務手当等諸手当等の是正の趣旨にかんがみ、 給与の見直しを速やかに実施するものであること。

- ア 特殊勤務手当等諸手当の在り方については、「新地方行革指針」及び「地方行革新指針」を踏まえ、一般行政職のみならず職種全般について点検し、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給方法については、早急に是正すること。
- イ 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。 また、級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じた 厳格な管理に努め、上位級の比率が過大である場合には計画的に必要な是正 措置を講じること。
- ウ 公営企業において技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」(平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号)を踏まえて策定し公表した取組方針に沿って給与等の見直しに向けた取組を着実に実施すること。特に、給与の見直しに当たっては、各地方公共団体における技能労務職員の職務内容等に応じ、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、住民の理解と納得を得られるものとすること。

(4) 投資に関する事項

経営計画への建設投資の計上及びその実施に当たっては、社会経済情勢の推移に伴うサービス需要の動向等を踏まえつつ、新規事業についてはもちろん、継続事業についても、投資規模の適正化、整備進度の調整等に配意し、過大投資ないしは過度の先行投資となることのないよう留意する必要があること。特に、継続事業であっても、将来における需要が明確に見通せない場合には、休止等を含め適切に対処する必要があること。

(5) 料金その他の収入に関する事項

公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならないこと。このような公営企業の料金のあり方を踏まえ、次の諸点に留意のうえ、料金等の適正化を図る必要があること。

- ① 住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。
- ② 公営企業が健全な経営を確保するうえに必要な資金を企業内部に留保するため、料金には適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。
- ③ 料金改定に際しては、利用者にとって公正妥当な料金となるよう、料金体系について十分配意すること。

- ④ 受益者負担金についても適切に徴収することにより、企業収入を確保する必要があること。
- ⑤ 料金等の改定に際しては、住民の理解と協力が得られるよう、常に公営企業 の経営状況等に関する幅広い情報について積極的な広報活動を行う必要がある こと。

(6) 一般会計からの繰出金に関する事項

公営企業は独立採算制を経営の基本原則とし、公営企業の経費のうち、その性質上企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるもの等については、法令等に基づき、一般会計等が負担又は補助をし、あるいは出資をすることとされ、これらの経費を除き、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていること。これらの経費負担区分による一般会計からの繰出しの基本的考え方は、毎年度「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)として通知しているところであること。

このような経費負担区分については、その適正な運用を図るとともに、公営企業会計においても、社会経済情勢、厳しい地方財政の状況等を踏まえ、一層の自助努力により独立採算制の基本原則に立脚した経営に努める必要があること。

(7) 経営基盤の強化に関する事項

① 組織の活性化と人材の育成

職員一人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底を図るとともに、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に適切に結びつけることが必要であること。

また、明確な目標設定と効果的な進行管理の徹底、民間の発想・手法を導入・ 応用すること等により、各公営企業の実情に応じた人材育成、経営能力の向上 に努めることが適当であること。

② 企業環境の整備

公営企業の経営改善のためには、企業環境の整備を図ることが重要であること。このため、一般会計と公営企業との相互協力を図ることとし、例えば、水道事業における水源の確保及び水質汚染の防止、交通事業におけるまちづくりと一体となった需要喚起策、病院事業における保健・福祉との一体的推進、下水道事業における下水汚泥の再生利用等のように、公営企業の経営努力のみでは解決の困難な問題については、国、地方公共団体の一般行政部門、その他関係機関等の協力を求め、一体となってその解決を図る必要があること。

③ 資産の有効活用等

採算性の確保、本来業務への影響等を十分勘案しつつ、企業用資産の有効活

用、附帯事業の適切な実施など企業の有する資産や知識、技能の活用を図り、 経営の活性化に努めることが必要であること。

④ 広域化等の推進

公営企業における経営基盤の強化、経営効率化の推進、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、地域の実情に応じ、事業の広域化や統合を推進することとし、企業団、一部事務組合等の設置、事務の委託などによる共同処理方式を積極的に活用するほか、近隣の事業主体との間で機能の重複・競合を避け、相互に適切な機能分担が図られるよう連携強化を推進することが適当であること。

⑤ 新技術の活用

公営企業に係る施設の整備に当たっては、低炭素革命等未来への投資となる 新エネ・省エネ技術等の導入を図るとともに、経営の改善に資する新技術・シ ステムの開発、導入に努めることが望ましいこと。

⑥ 民間委託等の推進

民間委託等により実施することが適当な事務については、当該企業による適切な管理監督のもとに、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に民間委託等を推進することが必要であること。 なお、委託先の選定に当たっては公正かつ適正な手法による必要があるほか、委託先の定期的な見直しや業務執行能力についての定期的な評価等を行うことが望ましいこと。

また、料金徴収事務など他の公営企業に委託することにより効率化が図られる事務については、積極的に委託を推進することが必要であること。

(8) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

資金不足比率又は地方財政法に定める資金の不足額がある場合には、その発生の要因を分析し、解消のための方策を明らかにする必要があること。

なお、解消策の実施に伴う収益の増加分については、業務量の増加に対応して 必要とされる支出増に充てるもののほかは、まず資金不足額の解消に充てる必要 があること。

(9) 資金管理・調達に関する事項

収支計画と併せて資金計画を策定し、適正かつ効率的な資金管理及び資金調達 を行うとともに、内部留保の適切な活用を図ることが望ましいこと。

(10) 情報公開に関する事項

情報公開の様式等については、別紙2の項目例も参考にして経営情報をとりまとめ、例えば料金水準、人件費などについては他の同種企業の対応するデータも添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫することが望ましいこと。

(11) その他重点事項(例:防災対策の充実、情報通信技術の活用、危機管理等の体制整備、環境対策の充実、入札手続きの改善等)

① 防災対策の充実

公営企業が住民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることにかんがみ、施設の耐震性の強化等防災安全対策については、経営計画に位置づけるなど、計画的かつ速やかな実施に努めることが望ましいこと。

② 情報通信技術の活用

ICTを最大限活用した業務改革、行政改革を行い、経営管理の高度化、業務処理の簡素化・効率化及びサービス水準の向上に努めること。

③ 危機管理等の体制整備

危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制を整備し、特に事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、職員や外部委託した業者が的確に対応できる体制を整備することが必要であること。

また、企業活動の中で適用される法令が遵守される体制を整備する必要があること。

3 収支見込み(各年度ごとの収入及び支出に関する計画)

収支の見込みは、様式第2号又は第3号を参考に作成し、人口動向等需要予測に係る基礎数値等に関する注記を明示する又は参考資料を添付することが適当であること。

地方財政法に定める資金の不足額がある公営企業については、収支計画を通じて、計画期間内に当該資金の不足額が解消されることを明らかにする必要があること。

なお、地方財政法第6条の規定が適用されず、また、地方公営企業法の適用もない 事業についても、地方財政法第5条第1号の規定により起債するなど公営企業とし て経営する場合には、当該事業が公営企業として独立採算を原則として経営され、 事業開始後一定期間内において収支相償するものであることを明らかにするため、 当該事業の実施単位ごとに経営計画を策定することが適当であること。

二 「経営計画」を活用した業績評価等

経営計画策定の実効を挙げるため、計画の達成度を評価し、また、計画と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を計画修正や次期計画の策定等企業経営に反映させる計画策定 (Plan) -実施 (Do) -検証 (Check) -見直し (Action) のサイクルを導入する必要がある。このサイクルを企業経営の中に定着させるためには、評価結果を予算編成や定員管理等に反映させるルールを確立することが望ましく、また、評価の過程において学識経験者や地域住民の参加を図ることによって評価の客観性が確保されるように留意する必要がある。

さらに、各種の経営指標等を用いて経営規模等の類似する民間企業を含む他の同種

企業との経営状況の比較を行い、また同種企業における経営改善事例を積極的に活用 して経営分析を行い、計画の達成に向けた経営健全化・効率化の推進に努めることが 望ましい。

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

経営計画等の策定に当たっては、事業の種類に応じ、次の事項に留意されたい。

- 一 水道事業及び工業用水道事業
 - 1 水道事業については、水道普及率が 97%を超え、建設投資の内容が新設拡張事業 から改良・更新事業へと移行しつつあること、人口減少時代の到来とともに節水型 社会への移行などにより水需要見通しに状況変化が生じうることを踏まえ、その運 営に当たっては、地域住民のニーズの的確な把握と適切な建設改良計画の策定に努め、投資規模の適正化を図ること。特に、ダム等水源施設整備への参画に当たって は、長期水需給計画を適宜見直した上で必要量、採算性、建設期間及び負担内容を 精査し、関係機関との調整に十分配意する必要があること。
 - 2 経営効率の向上、原水の共同確保、重複投資の排除等を図るため、地域の特性を 踏まえ、事業の規模、効果等を勘案しつつ、積極的に事業の統合化・広域化を推進 し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図ることが適当であ ること。
 - 3 水道は基礎的なライフラインであり、その機能を確保するために十分な安全対策 を講じる必要があるので、老朽管の更新を含め計画的に災害対策(施設等の耐震 化)・保安対策事業を実施することが適当であること。
 - 4 水道料金については、原価主義の原則に基づき、更新財源や安全対策に要する経費を適切に確保するとともに、需要者間の負担の公平の要請に対応した料金体系の整備充実に努める必要があること。
 - 5 職員給与費、動力費等の維持管理費の節減をはじめとするコストの低減について 格段の努力を払うとともに、「水道事業経営指標」等の経営指標の積極的な活用を 図り、給水人口規模等の類似する他の事業者の経営状況等を参考にし、経営効率化 を推進することが必要であること。
 - 6 工業用水道事業にあっても、おおむね上記の諸点に準じることとするほか、とりわけ相当程度の量の未売水を抱え、先行投資負担が増大している事業者が存在している状況を踏まえ、関係部局と連携をとりつつ、水需要の見通し及び施設計画の見直し、他用途への水源転換等を含め、幅広い観点から各種の方途を講じることにより経営健全化に努める必要があること。

二 交通事業

1 交通事業については、安全性の確保に留意しつつ企業の経済性を発揮するととも

に、民間委託や民間的経営手法の導入等、経営の一層の健全化・効率化に努めること。

- 2 地下鉄事業等にあっては、巨額の建設費を要し収支が均衡するまでに極めて長い期間を要する。特に新線建設については、事業の経営状況が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼしうることから、その必要性・需要の動向、採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。
- 3 バス事業にあっては、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、 民間への事業譲渡等の選択肢を含め再検討する必要があること。その上で、地方公 営企業によりサービス供給を継続する場合には、職員定数や給与水準の適正化等、 経営効率化に努めること。

特に、バス事業運転手の給与等については、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を策定し公表するよう要請してきたところであるが、引き続き、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情をも考慮しながら、特に地域の民間バス事業者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。

4 交通機関の路線等の配置・再編成、複数の交通機関相互の乗り継ぎ施設の整備、バスレーンの設定・駐停車規制の強化等の走行環境の整備等については、総合的な都市機能の増進を図る視点のもとに推進していくことが重要であり、地方公共団体の一般行政部門その他の関係機関との密接な連携のもとに取り組み、その長所を最大限生かした運営に取り組むこと。

三 病院事業・介護サービス事業

- 1 病院事業については、「公立病院改革ガイドライン」(平成 19 年 12 月 24 日付け 自治財政局長通知)を踏まえ、各地方公共団体において、①経営の効率化、②再編・ ネットワーク化及び③経営形態の見直しの3つの視点に立った「公立病院改革プラン」の策定及びその実施に着実に取り組み、公立病院の健全経営と地域において必要な医療提供体制の確保を図ること。
- 2 介護サービス事業については、地域住民の介護サービスのニーズ、地域における 他の介護サービス施設等の整備状況等を的確に把握することにより、地域における 当該介護サービス施設の役割を明確にした上で、適正な規模とするとともに、業務 の民間委託や事業の譲渡等を検討すること。

四 下水道事業

- 1 経営について
 - (1) 下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多大であることを十分認識し、人口動態や

普及率、水洗化率の伸率など現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な 事業の実施に努めること。

- (2) 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。
- (3) 投下資本の早期回収を図るため、資本費、維持管理費等を考慮した長期の財政 見通し等を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めること。 その際、併せて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮 すること。
- (4) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については可能な限り民間等への委託を推進すること。
- (5) 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあっては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。
- (6) 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入 の確保及び施設の利用効率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善 を図ること。
- (7) 経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。
- (8) 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円/20 ㎡を前提として行われていることに留意すること。
- (9) 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。

2 受益者負担金の徴収について

- (1) 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当であること。
- (2) 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。
- (3) 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負

担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設(流域下水道及び特定公共下水道を除く。)については全事業費の5%程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽(特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設)については全事業費の10%程度を徴収し事業費へ充当すること。

- (4) 受益者負担金等は、単年度において(3)で記述した割合を上回る額が徴収された としても、上回る分について必ずしも当該負担金等を特定財源として起債額を減 ずる必要はなく、超過分は建設積立て若しくは剰余金としての繰越し等により次 年度以降の財源とすること、又は過年度事業に係る一般会計からの借入金の返納 に充てることもできることに留意すること。
- (5) 特定公共下水道については、特定の事業者の事業活動に主として利用されることから、補助事業の地方負担額のうち50%程度を徴収し事業費へ充当すること。
- (6) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る受益者負担金等については市町村において確保すべきものであること。

したがって、都道府県の地方負担額及び対象事業費に対して、市町村が確保した受益者負担金等を市町村負担金として充てることが適当であること。

五 電気事業

- 1 電気事業については、発電所の省力化、無人化及び民間委託を図ること等により 経営効率化を一層推進する必要があること。
- 2 風力発電事業については、適正な風況調査を行うとともに、確実な売電収入を見込み、事業開始から一定期間内において収支相償する事業であることを確認した上で実施する必要があること。

六 ガス事業

- 1 ガス事業については、経費の節減、適切な内部留保の確保等による経営基盤の強 化に努めるとともに、ガスの製造・供給設備の保安対策に十分配意すること。
- 2 熱量変更を行う事業においては、繰延勘定償却による経営への影響も十分に考慮した上で、計画的に実施する必要があること。
- 3 経年管対策を行う事業においては、供給段階における事故を低減させるため、特にねずみ鋳鉄管等の経年管について、早急に取替え・更正修理等の対策を講じる必要があること。
- 4 各公営ガス事業者にあっては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」 (平成 14 年 6 月 25 日閣議決定)等を踏まえ、これまでも民営化・民間譲渡等が進められているが、エネルギー分野における規制緩和の進展も踏まえ、引き続き地域

の実情や地域住民の意向等を十分に踏まえつつ、民営化等の検討を行うこと。

七 港湾整備事業

- 1 港湾整備事業については、特別会計を設置して経理区分を明確にするとともに、 公共事業、臨海土地造成事業等と一体となって実施されるものが多いことから、関連公共事業の進捗予定と十分に整合をとりつつ、適正な規模で計画すること。また、 継続事業にあっても、関連事業の遅延、社会経済情勢の変化等に対応して適時適切 な見直しを行う必要があること。
- 2 事業の実施に当たっては、独立採算原則に照らし、一定期間において収支が相償 することが必要であること。特に、ふ頭用地造成事業にあっては、一般に建設投資 規模が大きく、収支が相償するまでに長期間を要することから、社会経済情勢の変 化に伴うサービス需要の動向、貨物取扱見込量等を踏まえつつ、過大な投資になら ないよう慎重に検討すること。

八 市場事業・と畜場事業

市場事業・と畜場事業については、生産・出荷の大型化、消費者ニーズの多様化など取り巻く環境の変化を踏まえ、適正な規模で計画・実施するとともに、適時適切な計画の見直しを行う必要があること。また、経営体質強化、効率化等を図るため、事業の統廃合や広域化についても積極的に検討する必要があること。

九 地域開発事業

- 1 事業の実施に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向、採算性及び地価の変動によるリスク等を十分に勘案し、慎重に対処すること。
- 2 経営計画の策定に当たっては、収支の不確実性を考慮する観点から、原則として 10 年以内に造成及び処分が完了することを前提とした計画とすること。また、事業 の性質上、当初造成から処分完了まで 10 年を超えると見込まれる事業 (大規模な水 面埋立事業等) にあっては、当該事業内容を踏まえた年限とすること。ただし、財 政規律の観点から 30 年以内を原則とすること。
- 3 既に着手した事業については、社会経済情勢の変化等に対応して適時適切な計画 の見直し等を行う必要があり、状況に応じて造成地の利用計画、処分方法等の抜本 的な見直しを行うなど適切な措置を講じる必要があること。特に、経営状況が悪化 しているものについては、第三セクター等改革推進債を活用した事業の廃止を含め 抜本的改革に積極的に取り組むこと。
- 4 地方債の元利償還金等の債務の総額が現存する資産の時価の総額を超えるときで、今後の資産の売却等によっても解消できないと見込まれる資金不足が発生しているときには、これを放置することなく計画的な一般会計からの繰出し等により適

切に解消を図る必要があること。

- 5 造成地等の売却が進まないまま償還期限が到来した建設改良費の財源に充てた地方債の元利償還金の支払いに充てるため、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発債の今後の元利償還金等の総額(当該年度に発行を予定している元利金債(※)の発行後見込まれる利子を含む。)を控除した額を対象限度額として地方債(元利金債)を発行することが可能であること。ただし、当初計画から事業が遅延していることを踏まえ、再度売却が遅れることにより多額の資金不足等が生じることのないよう、元利金債の償還方法は原則として定時償還方式とし、当初の建設改良費の財源に充てた地方債の起債から30年以内に一般会計からの繰出し等も含めて計画的に債務を解消することが適当であること。また、元利金債の発行に当たり、すでに資金不足が生じている場合には、元利金債の償還と同様の考え方により、早期かつ計画的に解消すること。
 - ※ 「元利金債」とは、地方債に関する省令(平成18年総務省令第54号)第12条第3号に定める「宅地造成事業に係る資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び同条第4号に定める「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」の財源に充てるために起こす地方債をいうものであること。
- 6 販売を目的として所有する土地を売却した場合に見込まれる収入の額については、地方公共団体財政健全化法に基づく評価額を踏まえ適切な価額を見込むとともに、将来の金利負担等についても、客観的データに基づいて適切に見積もる必要があること。併せて状況の変化に対応して適時適切に計画の見直しを図っていくことにより、その精度を確保していく必要があること。
- 7 売却に至るまでの間に、賃貸方式により造成地等を活用する場合には、賃料収入 やそれに伴う支出を適切に見込むとともに、事業の採算性が確保されるよう適切な 処分計画を常に策定しておく必要があること。

十 観光その他事業

観光その他事業は、地方公共団体の創意によって行われるものであるため、様々な 事業が想定されるが、民営事業者と競合する業種が多いことから、採算性に加えて公 営の必要性及び既存の民営事業者との競合関係についても十分に検討する必要がある こと。

1 有料道路事業・駐車場整備事業

事業の実施に当たっては、輸送力の増強、交通混雑の緩和等の事業効果について 十分な検討を行うとともに、利用状況の見通し、収支見込についても具体的な検討 を行い、採算性の確保に努める必要があること。

2 観光施設等事業

休養宿泊施設については「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日付け閣議決定)の趣旨を踏まえ、施設の新設に当たっては、周辺の民営事業者との協調を図り、真に必要なものに限ること。

また、既存の施設については、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分に検討すること。特に、経営状況が悪化しているものについては、第三セクター等改革推進債を活用した事業の廃止を含め抜本的改革に積極的に取り組むこと。

第四 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準第三、六、1に定める「資金不足等解消計画」は、様式第4号を参考とし、特別の事由がない限り、前記「経営計画」を基本として策定するものとする。 地方財政法に定める資金の不足額は、事業の性質等を勘案しつつ必要最小限度の期間内 に解消する必要があり、原則として10年以内(病院事業にあっては、5年以内)に解消 すべきである。

また、「工業用水道事業における未稼働資産等の整理による経営健全化について」(平成 14 年 4 月 19 日付け総務事務次官通知)、「地下鉄事業の経営健全化について」(平成 15 年 4 月 21 日付け総務事務次官通知)及び「公立病院特例債の取扱いについて」(平成 20 年 6 月 6 日付け総務省自治財政局地域企業経営企画室長通知)により経営健全化対策を実施している場合及び公立病院特例債を発行した場合は、当該通知に基づく計画を資金不足等解消計画とみなすものとする。

第五 「経営健全化計画」策定上の留意事項

- 一 「経営健全化計画」の策定
 - 1 経営健全化計画の作成に当たっての基本的な考え方

地方公共団体財政健全化法の規定により指標算定年度の前年度の決算に基づいて 算定された資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定しなければな らない経営健全化計画は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平 成 20 年総務省令第8号)別記様式第16号により、前記「経営計画」策定の基本的 考え方に準じて策定するものとし、資金不足比率を経営健全化基準未満とすること を明らかにしなければならない。この場合、経営健全化計画策定の前提資料となる 収支計画については第四と同様の考え方により様式第2号又は第3号を参考に、地 方財政法に定める資金の不足額を解消することを明らかにするものとする。

また、次の点に留意されたい。

(1) 経営健全化計画には、各地方公共団体において当該公営企業の経営に要する経費について一般会計等との負担区分の明確化を図った上で、公営企業の経営に伴

う収入をもって充てることとされたものについては、経営の合理化と料金の適正 化によって速やかに単年度損益収支の均衡を図るとともに、過去に生じた資金の 不足額について、計画期間中のみならず、計画期間後も経営健全化の取組を継続 することを通じて解消することができるよう、その基礎となる方策を定めるべき ものであること。

- (2) 公営企業の経営の健全化を確実に推進するためには、住民等の理解と信頼を得ることが不可欠であり、当該地方公共団体が総力を挙げて公営企業の改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、その基本方針や取組内容を経営健全化計画に分かりやすく示すことが必要であること。
- (3) 経営健全化計画を定めるに当たっては、資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因についての客観的かつ的確な分析が前提となること。また、分析及び計画の策定に当たっては、監査委員や外部監査人による監査における指摘事項を十分踏まえること。
- (4) 過去に生じた資金の不足額を解消するための財源については、その資金の不足額が生じた原因を踏まえ、経営の合理化によるほか、料金の適正化、一般会計等との経費負担区分の適正化等の適切な財源措置を講ずる必要があること。
- (5) 経営健全化計画にこれらの措置を定めるに当たっては、当該計画の実行可能性を十分に確保する必要があること。
- (6) 経営健全化計画に基づく取組の結果、期待される経営健全化の効果額を明らかにすること。
- 2 他の計画との整合性の確保等

財政健全化団体又は財政再生団体である地方公共団体は、経営健全化計画を定めるに当たっては、財政健全化計画又は財政再生計画との整合性の確保を図らなければならないこと。

この場合、特に、経営健全化計画の対象となる公営企業に対する一般会計等から の繰出金の額及び当該公営企業会計における資金の不足額について、財政健全化計 画又は財政再生計画に及ぼす影響について留意すること。

また、経営健全化計画には、原則として経営計画及び資金不足等解消計画に記載されている事項を含めることが適当であること。

3 経営健全化計画の内容

(1) 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因を分析し、経営悪化の原因となった事務事業等を特定する必要があること。当該事務事業等について、経営悪化につながった具体的事実関係を明らかにすること。

この分析に当たっては、経営の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行に対する個別外部監査の結果を真摯に踏まえて、検証を行うこと。

また、同種の公営企業を経営する他の地方公共団体や、類似事業を経営する民間企業との比較等を通じ、経営の合理化のあり方、料金水準のあり方、一般会計等による経費負担のあり方等について、十分な分析を行うこと。

(2) 計画期間

経営健全化計画の計画期間は、経営の健全化を図る事業の性質、健全化の効果、 健全化判断比率への影響、当該地方公共団体の財政規模等を総合的に勘案して必要な最小限度の期間とする必要があり、4年以内を基本とすべきであること。

ただし、地方公共団体財政健全化法施行時において資金不足比率が相当高く、これを引き下げるための対応に一定程度期間を要する場合には、4年を超えて設定することも考えられること。この場合には、経営の健全化に集中的に取り組むため、4年程度を目途に中間目標を設定するとともに、できる限り計画期間を短縮するようその前倒しに努めること。

(3) 公営企業の経営の健全化の基本方針

公営企業の経営の健全化の基本方針には、経営健全化計画に基づき実施する経営健全化のための措置の要綱を簡潔にとりまとめ記載すること。この場合、経営健全化計画を策定する以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取り組まれるもの等の区別を、資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因と関連付けながら分かりやすく記載することが望ましいものであること。

(4) 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策については、例えば、収益の増加又は経費の節減を内容とする経営の合理化、料金の適正化、一般会計等からの出資金、負担金、補助金等の繰入れの計画等を記載するものであること。

- (5) 各年度ごとの前号の方策に係る収入及び支出に関する計画
 - ① 資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策の具体的な措置の結果 生じることが見込まれる収入及び支出面での効果額を、各年ごとにとりまとめて 記載すること。
 - ② 収入の見込みに当たっては、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定する必要があること。
 - ③ 支出の見込みに当たっては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定する必要があること。
- (6) 各年度ごとの資金不足比率の見通し

各年度ごとの資金不足比率は、経営健全化計画に定められた行財政上の措置を受けて算定されるものであることから、当該措置と資金不足比率との関係について、適宜簡潔な説明を加えることが望ましいこと。

(7) その他経営の健全化に必要な事項

資金不足比率の改善に与える効果自体を直ちに測ることは困難であるものの、 経営の健全化に資する事務処理の効率化等の取組についても、具体的に記載する ものであること。

二 経営健全化計画の策定手続等

1 経営健全化計画の策定期限

経営健全化計画は指標算定年度の末日までに策定することとされていること。ただし、当該年度に起債の許可を得ようとする地方公共団体は、第五、六、2を踏まえ、当該許可手続との関係にも留意する必要があること。

2 経営健全化計画の策定手続

経営健全化計画を策定することになる場合は、以下のような手続を経る必要があり、年度内に経営健全化計画を策定するためには、各手続の進行管理に十分注意すること。

- (1) 公営企業の決算の調製
- (2) 資金不足比率の算定
- (3) 資金不足比率の監査委員の審査
- (4) 資金不足比率の議会報告・公表
- (5) 個別外部監査の要求等
- (6) 経営健全化計画の議会の議決・公表
- 3 個別外部監査の要求等の手続
 - 2(5)の個別外部監査の要求等の具体的な事務手続は次のとおりであり、年度内に 経営健全化計画を策定する必要があることから、速やかに事務処理を行うこと。
 - (1) 長が監査委員に対し、地方自治法第 199 条第6項の規定に基づく監査を行い、かつ、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを要求
 - (2) 監査委員がそれについて意見を長に通知(地方自治法第252条の41第3項)
 - (3) その意見とともに、長は個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会に付議(地方自治法第 252 条の 41 第4項において準用する同法第 252 条の 39 第4項)
 - (4) (3)の議会の議決を経た場合には、長は監査委員の意見を聴いて個別外部監査契約を議会の議決を経て締結(地方自治法第252条の41第4項において準用する同法第252条の39第5項及び第6項)

なお、(3)と(4)の議会の議決は同じ議会で処理することとしても差し支えない こと。

4 経営健全化計画の公表及び報告

経営健全化計画の公表は、住民自治による財政の健全化及び公営企業の経営の健 全化を推進する上で必要なものであり、経営健全化団体(経営健全化計画を定めて いる地方公共団体をいう。以下同じ。)の長は、当該公営企業が取り組もうとする経営の健全化の基本方針や具体的な方策について、分かりやすく公表するよう努めること。

5 経営健全化計画の実施状況の報告及び公表等

経営健全化計画の実施状況の公表は、住民等から不断のチェックを受けることを 目的としているものであることから、経営健全化団体の長は、当該公営企業の経営 の健全化の取組が計画に沿って着実に実施されているかどうか等について、前年度 の決算の数値等を用いて分かりやすく公表するよう努めること。

6 その他

経営健全化計画の策定又は変更に関連して予算の調製、条例等の制定改廃等が必要となる場合には、当該計画が速やかに実効性あるものとなるよう、経営健全化計画の策定又は変更に関する議会の議決と同時に、これらの手続を行うことが適当であること。

三 経営健全化計画の変更

経営健全化計画を変更した場合には、速やかにこれを公表するとともに都道府県 及び指定都市にあっては総務大臣に、市町村及び特別区にあっては都道府県知事に 報告しなければならないこと。

なお、計画期間を延長し、又は資金不足比率を経営健全化基準未満とするための 方策に位置づけられた取組みを行わないこととするような変更は、原則として行う べきではないこと。

四 経営健全化計画の完了

公営企業の経営の健全化が完了した後の当該公営企業の経営の方針を定めるに当たっては、公営企業の経営の健全化が完了した後も、地方財政法に定める資金の不足額がある場合には、可能な限り早期に資金不足額を解消するよう努めるべきであることに留意すること。

五 経営健全化計画の策定を要しない公営企業

- 1 指標算定年度の前年度の資金不足比率(指標算定年度の前々年度の決算に基づき 算定された資金不足比率をいう。)が経営健全化基準未満である場合又は公営企業の 事業を開始した日が指標算定年度の前年度の中途である場合であって、指標算定年 度の翌年度の資金不足比率(指標算定年度の決算に基づき算定されるべき資金不足 比率をいう。)が経営健全化基準未満となることが確実であると認められる公営企業 については、経営健全化計画の策定を要しないこと。
- 2 1の場合においては、当該地方公共団体の長は、指標算定年度の翌年度の資金不

足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると認められると判断した客観的理由について、直ちに、当該地方公共団体の議会及び住民に対して明らかにし、かつ、総務大臣に報告しなければならないが、この判断に当たっては、指標算定年度の資金不足比率が経営健全化基準以上となっている事実にかんがみ、慎重な分析が必要になること。

3 指標算定年度末までに公営企業に係る特別会計を廃止する場合には、当該公営企業に係る経営健全化計画の策定を要しないこと。

六 その他

- 1 経営健全化計画を策定する公営企業は、資金不足等解消計画の策定を要しない。
- 2 資金不足比率が経営健全化基準以上となると見込まれる公営企業については、特 段の事情がない限り、速やかに経営健全化計画を策定した上で起債の許可申請を行 うものとする。

第六 その他

- 一 平成 21 年度における公営企業に係る起債の協議又は許可申請を行う地方公共団体及び公営企業への地方債同意等基準等の適用については、平成 20 年度までの地方債同意等基準等による公営企業経営健全化計画を資金不足等解消計画とみなすことができる。
- 二 この通知の施行に伴って以下の通知は廃止する。
 - 1 地方公営企業への民間的経営手法の導入の促進について (平成 14 年 3 月 29 日付 け総財公第 26 号自治財政局公営企業課長通知)
 - 2 地方公営企業の経営の総点検について (平成 16 年 4 月 13 日付け総財公第 33 号自 治財政局公営企業課長通知)
 - 3 公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成 18 年 3 月 31 日総財公第 46 号、総財企第 71 号、総財経第 65 号自治財政局公営企業課長、公営企業経営企画室長、地域企業経営企画室長通知)
- 三 地方公営企業会計制度については、企業会計との整合性等を図るための所要の改正 を行うため、研究会を開催して検討を行っているので、留意されたい。